

画像デザイン保護拡充についての各団体の意見書

1. 一般社団法人コンピュータソフトウェア協会	1
2. 一般社団法人情報サービス産業協会	3
3. 一般社団法人電子情報技術産業協会	5
4. 日本知的財産協会	17
5. 日本弁護士連合会	21
6. 日本弁理士会	29

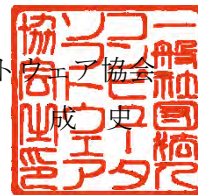
(五十音順)

平成24年11月15日

特許庁 御中

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

会長 和田 成史



画像デザイン保護拡充の方向性に関する事務局案に対する意見

当協会では、平成24年11月8日に貴庁より提示された「画像デザイン保護拡充の方向性について」について、以下の通り意見を取りまとめましたので、ご提出申し上げます。

当協会は、パッケージソフトウェアの開発販売を業とする会員を多く有することから、画像デザイン保護は、会員のビジネスに直結し得る重要課題として真摯に捉えており、画像デザイン保護範囲の拡大を強く支持します。

画像デザイン保護の対象見直しにあたりましては、本意見を十分お汲み取りいただき、ご議論くださいますようお願い申し上げます。

1. 「情報機器の画像」の保護について

物品に一体的に組み込まれる画像デザインについて、従来どおり物品単位で意匠権を設定する一方で、今回新たに、アプリ・汎用OS・ウェブページ等のように物品と独立して創作及び流通する画像デザインを「情報機器の画像」として保護する案に、強く賛成します。このように情報機器の画像を広く保護することにより、現在保護が図られていない汎用コンピュータ向けのビジネスソフトウェア等の意匠を保護することが可能となり、多大な労力・時間・そして創意工夫によって創作されたデザインの模倣を防止することができます。また、数年前のPDAから現在のスマートフォンやタブレットPCへの変遷に見られるように、流行の製品は日々変化していくため、このような変化に追従できるよう、「情報機器」の定義を柔軟に幅広く解釈できるようにすることを、ご提案申し上げます。

2. 審査基準等の整備による判断基準の明確化について

現在の意匠法では、ビジネスソフトウェアが保護対象とされていないこともあり、画像デザインを知的財産権によって保護する必要性を感じつつも、多くの当協会会員が創作非容易性や意匠の類比等の判断基準に不慣れな現状にあります。従いまして、具体例等を用いて、そのような判断基準を審査基準等で充実して頂くことが必要と考えます。このことは、意匠出願するに値するデザインを選定する上でも、また、他社が取得した登録意匠の権利範囲を判断する上でも、重要となります。

以上

平成 24 年 11 月 13 日

特許庁御中

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会御中

一般社団法人情報サービス産業協会



意匠法による画像デザインの保護拡大に関する意見

今般、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会で検討が行われている標記の件につきましては、当協会ではこれまでも意見を表明してきたところですが、特許庁制度改正審議室・意匠制度企画室から「画像デザイン保護拡充の方向性案」が示されたことを踏まえ、下記のとおり意見を提出しますので、ご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

(1) 「1. 保護拡充の対応の方向性」

任意の機能を容易に追加できる物品を包含する「情報機器」の概念を導入し、情報機器に用いられる画像を「情報機器の画像」の意匠権として権利設定可能とすることに反対する。このような情報機器の概念は極めて抽象的で対象となる物品や機能の範囲が著しく広く、物品との一体性要件及び機能・操作要件を維持すべきとの多数のユーザの声が存在するにもかかわらず、これらの要件を実質的に担保できない事態となるからである。

(2) 「2. 情報機器の定義」

- ・ 上記のとおり、「情報機器の画像」に意匠権を設定できるようにすることには反対であるが、仮にこれを認めるのであれば、「情報機器」に該当するものを小型画面付き端末(スマートフォン)までに留め、中型・大型画面付き電子計算機(パソコン、タブレット PC)は対象外とすべきである。理由として、前者は画面が小さく表示・操作用 UI として制約がある中で創意工夫したデザインが付加価値として寄与するケースが考えられる一方、後者は画面が比較的大きいことから制約が少なく UI の機能が自由に盛り込め、デザインの寄与度が小さいことが挙げられる。また、両者は開発実態及び利用実態が大きく異なり、一律に保護を及ぼすのは開発・利用の場面で著しく自由度が阻害されることとなるからである。
- ・ 「複数種類の製品に横断的に表示されることを前提とした開発・利用実態のある画像を『情報機器の画像』として権利化可能とする」との説明がなされているが、仮に同一機能のアプリケーションを開発する場合であって

も、スマートフォン、タブレット PC、パソコンはいずれも画面サイズや利用場面・利用環境等が相違することを踏まえて画像はそれぞれ別個に開発・利用されるケースの方がむしろ一般的であり、機器横断的な保護ニーズに乏しいのが実情である。

- ・「従来型物品の画像と情報機器の画像を別の概念として区別する」に関しては、画像意匠の保護対象・権利範囲・侵害の考え方において意匠制度ユーザの誤解・混乱を招く原因となり得るものであり、賛同しかねる。「情報機器」の対象を小型画面付き端末(スマートフォン)に限定した上で、簡潔で理解しやすい制度設計とすべきである。
- ・更に、情報機器の種類による区分けの他、情報機器で使用するソフトウェア(OS、アプリケーション)をコンシューマー向けとエンタープライズ向けとに分け、前者を権利範囲に含めることはかまわないが後者は権利範囲から除外すべきである。両者は利用形態及び開発形態が全く異なることに加え、コンシューマー向けソフトウェアはデザインの魅力が購買者(一般消費者)に直接訴求するケースが多いのに対し、エンタープライズ向けはデザインに創意工夫を施しても購買者(ユーザ企業)がそれを理由に発注することは稀であり、ユーザ企業のニーズを踏まえた機能・予算・納期でソフトウェアを開発・納品することが最も重要視されているためである。
- ・「鑑賞・装飾目的の画像は権利の対象とならないことを明確化する」という方針には賛成である。

(3) 「3. 実施の定義」

仮に情報機器の画像を意匠法の保護対象とするのであれば、「製造」の定義に該当する行為が著しく広範に及ぶため、画面の設計・開発の自由度を大きく阻害することとなり、このままでは容認できない。実質的な侵害行為者を絞り込んで善意の実施者を保護するために、画像の製造行為に関し「過失の推定」の適用除外を強く求める。

(4) 「4. 特許庁の対応」

- ・「審査資料の収集の充実」については基本方針として賛同する。しかしながら、実際の審査は複数の審査官が分担して行うところ、画像デザインという新規分野の意匠出願について審査官ごとに判断がばらつき、登録意匠の水準・信頼性に疑義が生じる事態が予想される。このため、審査レベルの適正化に向けた具体的な対応策を示していただきたい。
- ・「審査関連情報の公開推進」については、著作権の制約により、資料の公開が実現しない事態が多発することが懸念されるところ、「可能な範囲で対応する」では不十分である。この問題に関しては抜本的な解決策の提示を要望する。

以上

産業構造審議会知的財産政策部会

意匠制度小委員会 委員長 大淵 哲也 様



一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産権委員会運営委員会
委員長 亀井 正博

画像デザインの意匠法による保護の拡大について

今般、貴小委員会にて検討されている標記課題に関して、当協会では、法務・知的財産権委員会において同委員会運営委員会、および同委員会傘下に設置したタスクフォースにて、特許庁からご説明を頂いた上で、議論を致しました。本日までの議論の結果をお伝えし、貴小委員会でのご審議の参考にして頂きたく、ここに意見書を提出致します。

添付各社意見は本書と一体不可分の関係にあり、当該添付の各社意見をご覧頂ければご理解頂けるように、当協会内では、現在の改正の方向性について賛否両論あり、また賛成とする中にもこれまでご説明頂いた内容では未だ不明確な部分があるという意見もあるため、引き続き慎重なご審議を頂けるよう望みます。

各社が指摘する論点の概要を以下に掲げますが、各社意見の中で挙げられている論点を含めて十分な審議を尽くして頂き、審議不十分のままで拙速なとりまとめをされることのないよう、何卒お願い申し上げます。なお、各論点の詳細につきましては、添付の各社意見をご参照頂きますよう、お願い致します。

<審議を尽くして頂きたい論点>

1. 対象

- (1) 画像デザインに関する現行の法的枠組(著作権法等)による保護と新設された場合の意匠法による保護との制度/運用上のギャップについて、どう考えるか。たとえば、デザイナーの自由な創作活動の確保や過失推定に伴うクリアランス負担の観点からどう考えるか。
- (2) 画像デザインには、開発実態や利用実態(たとえば、コンシューマプロダクトとビジネス向けアプリの開発)の観点で、背景事情が異なることについて、どう考えるか。なお、その前提として、当協会所属各社における実務の実態把握のためのヒアリングを実施されたい。
- (3) 意匠法の基本原則である物品との一体性に関して、実質的に維持されていないとも解釈されるが、どう考えるか。また、アプリ画面の機能・操作をPC等の機能・操作と捉えることの妥当性について、どう考えるか。
- (4) 「情報機器」及び「情報機器の画面」の定義が明確か。権利の及ぶ範囲が、将来の情報機器や新たな利用形態の出現に際して、無限に拡大する可能性があることについて、予見可能性の観点から、どう考えるか。
- (5) 創作非容易性等の法文の意味を、審査基準の改訂のみで厳しく解することの是非について、どう考えるか。
- (6) 複数物品を一回で登録する手段を設けることについて、どう考えるか。
- (7) 製品サイクルの短い物品にかかるデザインの意匠保護期間の適切性について、どう考えるか。

2. 効力

- (8) 情報機器と従来機器の間で「相互に効力が及ばない」ことの妥当性、またそのことによる出願時の負担について、どう考えるか。
- (9) 欧米における類否判断基準や権利の効力、権利行使に関する制度や実務との相違の観点から、どう考えるか。
- (10) 実施行為の定義の妥当性、とりわけ「譲渡等」と物品一体性の関係について、どう考えるか。
- (11) クラウドサービス提供者、プロバイダー事業者並びにサーバ管理者、さらにはエンドユーザーの使用行為に対して効力が及ぶ可能性について、どう考えるか。

3. 侵害

- (12) 侵害主体となりうる範囲が広がる可能性について、関連産業への影響等の観点から、どう考えるか。過失推定の対象としておくことが妥当か、また権利制限による対応の必要性等についてどう考えるか。

(13)従来の間接侵害の理論で解決できる範囲や、間接侵害(みなし侵害)規定の拡充による対応可能性について、どう考えるか。

4. 審査

「①審査基準等の整備、②審査資料の収集の充実、③意匠分類の充実によるサーチの効率化、④的確な審査・権利設定、⑤審査関連情報の公開促進を行う」と提案頂いている。実現に向け引き続き十分な検討をお願いする。今後、それぞれの対応について具体的な提案がなされた時点で再度意見を述べさせて頂きたい。なお、提案頂いている②～⑤については、仮に今般の保護拡大のための改正がなされない場合であっても、実現に向けた検討をお願いする。

以上

添付:各社意見

【お問い合わせ先】

東京都千代田区大手町1-1-3 大手センタービル

一般社団法人電子情報技術産業協会 知的基盤部(担当:長岡)

TEL 03-5218-1059 FAX 03-5218-1078 E-mail: t-nagaoka@jeita.or.jp

◆ A 社

【結論】

現在の事務局提案は以下の点で不十分であることから、今般の法改正に強く反対する。

①保護対象の拡大によって受ける利益以上に大きなリスクやコストを産業界に発生させることを正確に認識した上での検討がなされていない。

②新たに侵害となる可能性のある行為についての分析が不十分で、保護拡大が社会に及ぼす影響の回避の要否についての検討がなされていない。

とりわけ、クラウドサービス提供者は、いわゆるプロバイダー責任制限法における特定電気通信役務提供者に該当しない場合も多々あり、そうしたサービス提供者が過失推定の下で損害賠償責任を負うことになることは全く許容できず、権利制限等による回避措置を強く求める。

1. 保護対象 / 権利設定・効力範囲について

機器にインストールされた／される OS やアプリケーションにより、またウェブにより表示される画像を保護対象とすることについて、以下に挙げる点での検討が必要であるが、現状で不十分である。

(1) 保護の内容や実務の観点における現行法制下とのギャップを産業界に甘受させることの是非について、産業政策の観点から検討すべきである

①絶対的排他権であり、しかも過失推定を前提として損害賠償責任が生ずる構造の意匠法での保護を及ぼすことは、相対的排他権である著作権法のみによる保護を前提とする現行制度とのギャップが大き過ぎる。

②例えばソリューションビジネス実務においては、社会システム（例：財務・会計システムなど。通常、一つのシステム当り数百から数千の画面がある）向けの画像デザインを顧客の要件定義に照らし開発者の費用負担においてプロトタイプを制作し、協議しながら画像デザインを決定する。この場合、顧客に対して第三者の権利の非侵害を確認したうえで提案せざるを得ない。しかし、現実には、全てのデザインについてクリアランスを実施することは不可能であるし、膨大なコストがかかる。このコストはいくら審査基準の明確化や厳格化を進めたとしても低減されることが理解されていない。また、意匠権の行使を受けるリスクを甘受しつつビジネスを行うこととなり、産業への萎縮効果が懸念される。

(2) 検討対象の画像デザインをより実務の実態を踏まえて検討すべきである。

①従来型の画像と情報機器の画像は、開発実態及び利用実態が大きく異なるという前提で、検討されているが、情報機器の画像は、従来型の画像をその延長線上の複数の物品に使用しているに過ぎず、開発実態及び利用実態が異なるものではなく、検討の前提が実態を反映したものではない。

②また、ビジネス向けのアプリケーションソフトウェアに係る画像デザインは、今般の検討が前提としていられると思われるハードウェア販売を念頭にいたビジネスと、開発実態、流通過程等も大きく異なるものである。そうした認識がなされておらず、十把一絡げに取り扱われている。

(3) 物品一体性要件の維持の是非についてきちんと検討すべきである。

①「情報機器」という仮想物品を設けて、文言上物品との一体性を維持しているかのように見えるが、「情報機器」の外延は確定しないのだから、一つの画像デザインが一つの物品に一義的に紐づけられない。また「譲渡等」行為に「当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供」が含まれるが、提供されるのは明らかに有体物ではないのであって、これらの点から、事実上「物品との一体性」要件の維持を放棄し画像そのものの保護を目的としているものと言わざるを得ない。日本企業のグローバルにおける競争優位性を確保するための改正と言いながら、日本企業の「画像と物品との一体性を残すことを希望する声が多い」という声を無視した制度設計といえるのではないか。御庁は「情報機器に係る物品との一体性については様々な見解がある」とコメントされており、物品一体性要件の本来の意義に立ち戻った検討が必要である。

②従来型の物品の画像との権利関係を巡って混乱を招く可能性があり（相互に効力が及ばない）とするとしてもその解釈は予測困難である）、両者の出願をすべきかといった判断のために、企業実務に過剰な負担を負わせることとならざるを得ないと考える。

(4) 画像デザインの保護範囲を拡大することの必要性をきちんと検討すべきである

①保護範囲の拡大が必要とする理由の一つに、画像デザインが他社製品と差別化を図る重要な要素となっているとされているが、例えばスマートフォンであれば、ユーザーが購入後にカスタマイズして使用するのが通常であって、形式上、デフォルトで入れている画面デザインは、差別化を図る重要な要素となっているとは言い難く、意匠権での保護が必要とは考え難い。

②社会システム向けの画像デザインにおいては、独自のデザインを採用せず、ユニバーサルデザインとして共通化、標準化するものも多くある。デザインは著作権で、機能は特許で一定程度保護がなされている現状において、その間隙を縫う形で意匠権での保護範囲を拡大することの意義が不明である。

(5) デザインの保護と開発の自由のバランスのとれた制度設計を検討すべきである
デザイン開発の現場では、絶対的排他権である意匠権に縛られることなく、自由に創作活動を行いたいという声がある。

(6) 前提となる権利の効果(権利行使)の点での米国との相違を認識して検討すべきである。
権利の効果の点で、米とは大きな開きがあり、利用者(被疑侵害者)にとっての負担が重くなり過ぎる。米は審査主義だが損害賠償請求には通知が要件で請求範囲も限定され、また差止請求権の行使も最高裁判例に従えば制約されており、米では、米の法的枠組みの中で保護と利用のバランスが配慮されていると思われる。しかるに日本の制度は、米とは大きな相違があり、一方的に利用者の負担が増大する。

2. 侵害について

侵害責任の範囲と保護対象の範囲は表裏一体であるにもかかわらず、侵害の考え方について十分に検討がされていない。以下に挙げる点での検討が必要である。

(1) 侵害責任を負う者の範囲が広く、社会的に大きな問題であることを認識の上で検討すべきである。
以下①～③のように、プログラムの流通に関わる通信プロバイダーやクラウドサービス提供者のみならず、PCの製造者等が侵害責任を負う可能性が高く、社会的に大きな問題である。これをそのまま放置すべきではなく、権利制限を設ける等の措置についての検討をすべきである。

①クラウドサービス

SaaS等において、クラウド側に置かれたプログラムの画面が意匠権侵害である場合、クラウドに蔵置されている(製造に該当)、また利用者の手元で画面を表示させている(譲渡に該当)というだけで実施行為に該当する可能性があり、サービス提供者としての責任を問われ得る。

②PCの製造・販売

PCのディスクに、登録意匠を侵害する表示を持つプログラムがインストール(PC販売時のプレインストールも)されただけで、画面の表示がなされなくとも実施行為(製造に該当)となる可能性があり、責任を問われ得る。

③従業員によるウェブ表示

ウェブ画面を、法人の従業員がPCで表示させ使用すると、実施行為(使用に該当)となる可能性がある。実際の権利行使をうける例はないとしても、企業コンプライアンス上は何らかの対応をせざるを得ない。

(2) 予測可能性の点からの評価と検討をすべきである。
抽象的な「情報機器」という物品の創設によって、将来的に出現しうるあらゆる情報機器に及ぶ保護を与え、権利取得後に実質的に権利範囲が拡大することとなるのは、上述のように、物品との一体性を基本とする制度を揺るがすものであるのみならず、競合者にとって将来のデザイン開発における予測可能性を低下させ開発意欲を減退させるものであり問題である。

(3) みなし侵害等の規定の創設による対応で十分ではないかの検討をすべきである。
特定の登録意匠(すなわち物品一体性のあるもの)の画像を意図的に模倣するアプリケーションソフトウェアの製造、流通等を違法としたいのであれば、現状案のような大掛かりな改正は不要で、例えば「登録意匠と同一・類似の物品で使用される画像を製造等する行為」を侵害と擬制する規定の創設により対応が可能と考えられる。こうした選択肢について、検討が必要である。

3. 審査について

我が国の審査について予見性が高く、紛争解決に寄与できるような精度の拡充を希望する。ただ、現状では「真に創作性の高い意匠のみを登録する」とされる、その基準が不明確である。

「画像デザイン保護拡充の方向性案」に「真に創作性の高い意匠のみに意匠権が付与され、ありふれた画像デザインや容易に創作できるような画像デザインに対しては意匠権は付与されないことになる」とあるが、現在の審査実務と乖離しているものと考えられ、「画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について」において事例を挙げて説明されているものの、何をもって「真に創作性の高い意匠」であることを判断するのが未だ不明である。

※現在の審査実務では、矩形が複数配置されただけの画像でさえ登録されている。

◆B社

1. 保護拡充の対応の方向性について

- (1) 「情報機器」という概念の導入に賛成いたします。これによってスマートフォン・タブレットPC等の共通画面を有する物品についてそれぞれ意匠出願する煩雑さを回避可能となります。
- (2) 物品にあらかじめ組み込まれた画像であるか、後に物品にインストールされるアプリ等の画像であるかを問わず保護する方向性に賛成いたします。前者及び後者の画像を創作する上で同程度の労力が費やされており、それらの保護の範囲においても差を設けるべきではないためです。

2. 「実施の定義」について

- (1) クラウドサービスにおいて、ソフトウェアをユーザー端末にインストールせず、サーバー上で動作するソフトウェアの機能をUIを通じて利用可能なサービスの画面デザインも「電気通信回線を通じた提供」に含まれると理解しておりますが、後々疑義が生じることの無いよう、その点を補足説明等で明記して頂きたいと考えます。

3. 「特許庁の対応（審査基準等の整備による判断基準の明確化）」について

創作非容易性等の判断基準を明確にすべく検討を進められていると理解しております。「容易に創作できた画像デザイン」を拒絶する必要性は理解しておりますが、その判断基準を厳格にし過ぎるあまり画面デザインの保護制度を有名無実化することのないよう、適切なレベルの判断基準として頂きたいと考えます。

◆C社

1. 情報機器の定義について

電子計算機に代表される情報機器はありとあらゆる機能を追加することができるものであるから、機能が共通するものであればその画像意匠の効力は「Android 搭載冷蔵庫のような情報機器の組み込み画像」にも権利が及ぶがゆえ、ありとあらゆる物品（例えば、デジタルカメラ、テレビ、レコーダー、プレーヤー、カーナビ、セキュリティカメラ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、エアコン、オープンレンジ、ヘルスケア機器、太陽光発電システム、蓄電システム等）に保護範囲が無限大に広がる可能性を否定できず、実質的に物品一体性が維持されていない状態になるのではないかと考えます。

このように、今後家電分野においては、多くの物品にネット接続機能が標準化され、各種画面のアップデートや当初搭載していなかった機能に係る画面が追加される流れとなることは明らかであります。よって、現在の案ではやはり“情報機器”で画像意匠の登録を受ければその権利はあらゆる物品に及ぶ「無体物の権利」となる可能性が高く、物品一体性維持とは言い難い状態であると思われます。

したがって、「情報機器」なる概念の導入には反対です。

このような弊害の大きい方法によらずとも、複数物品を一回の手続で登録するといった手段も考え得るのではないのでしょうか。

2. 実施の定義について

回線を通じて提供されるのは、あくまでも「画像」そのものであり、その画像と一体性を伴った「物品」ではないと考えます。画像そのものを保護することは物品性を維持しておらず、侵害規定の拡充で対処すべきであると考えます。

また、情報機器の画像、即ちプログラムの製造行為や譲渡行為に権利を及ぼすことは行きすぎと考えます。そのような行為を「実施」概念として捉えてしまうと、プログラムの設計、販売、インストール、表示等の行為がすべて侵害となりかねません。また単なるソフトの開発事業者、プロバイダー、クラウドサービス提供者までも責任が及びかねません。

無体物である単なる「画像」を保護対象とするのであれば、プログラム等の作成・流通が侵害行為になることも理解できますが、「物品」たる「情報機器」の画像を保護するだけの場合、少なくとも「情報機器」という「物品」にインストールや表示が行われ限り、現行法上の「実施」概念からすれば侵害行為にはならないはずであり、論理に飛躍があります。

保護対象を「情報機器の画像デザイン」としてしまうと、クラウドサービスの提供者にも責任が及ぶおそれが高いです。例えば、画像デザインを含むソフトウェアの运营管理をクラウドベンダーに委託するような場合には、画像デザインの表示は、「製造」に該当すると思われます。それらの画像デザインを企業の社員が閲覧する行為は「使用」に該当すると思われます。

さらに、この考え方によれば、ネット上のユーザーは広告収入等を得て継続反復していることから容易に「業として」の要件を充たすことによって侵害が成立すると思われ、権利の及ぶ範囲が不当に拡大することを懸

念致します。

したがって、まずは、保護対象を拡大することにより、いかなる行為が「実施」に該当するのか整理されなければならないと考えます。

3. 特許庁の対応について

「ありふれた画像デザイン」「容易に創作できた画像デザイン」が登録されることのないよう、審査基準等の整備を行うとのことでありますが、法文自体に手を加えずに、審査基準の改定で対応するということの効果に不安を覚えます。つまり、従来登録されている画像デザインが無効となりやすくなるのではないでしょうか。法律を改正しない限り法文の意味は同じ解釈であるはずが、審査基準の改定のみで法文の意味を厳しくすることは許されないのではないのでしょうか。

4. 国際ハーモについて

欧州・米国はいずれも物品の枠を超えて類似範囲が及ぶとされており（欧州は権利行使時・権利取得時共に、米国は少なくとも権利取得時）、各国に比べ、意匠権が広範囲に及ぶとされております。しかしながら、これは画像に限らず意匠における全ての保護対象に共通の事項であり、対象の広さ故のメリットもありますが、審査・クリアランスが困難になるというデメリットが生ずることも否めません。特に画像に係る意匠は、その形状からある程度、審査・クリアランス時の調査範囲を絞り込める他の物品群に係る意匠とは異なり、画像表示機能を有する全ての物品が常に対象となる為、上記デメリットはより顕著なものとなります。このことは産構審において共有された欧州・米国の出張報告に“現地企業は、一般的にクリアランスを行わない”旨の記載があることから明らかです。尚、特に欧州は無審査である為、先行意匠の権利範囲の見極めが非常に困難であり、クリアランスが十分にできる環境とはいえず、また、自己の権利についても権利範囲・有効性に確証はなく、投資判断が難しい状況にあります（“保護対象の拡大＝活用できる意匠権”には当たらない一つの例に当たると考えます）。日本の現行制度は、高い有効性の確保と、関連意匠制度等と相俟って権利範囲を可能な限り明らかしようとする点に重きがおかれた精度の高い審査制度が採用されており、権利者側・サーチする側双方に配慮されたものであると考えます。物品の枠を超える欧州・米国寄りの制度を導入することでこれらの日本の制度の良い点（更に精度を高めることで、今後の国際ハーモの動きの中で日本の強みとできる点）が放棄されてしまい、上記欧州・米国と同様の結果を招来することを懸念致します。

5. まとめ

以上より、現行制度の維持を希望し、自由なイノベーションを阻害するような広汎な権利範囲/侵害行為の拡大には反対です。仮に、一定のプログラム等の作成・流通等を違法としなければならないのであれば、違法とすべき具体的行為を抽出した上で検討すれば足りるはずです。

◆ D社

1. 汎用機器と専用機の違い

画面デザインの保護が必要とされている PC やタブレット製品においては、インターネットを介した SW のアップデートが容易であり、例えば画面デザインの意匠権侵害が発生したとしても、非侵害の画面デザインへ SW を変更し各端末へアップデートをユーザーに促せば、権利侵害状態が容易に解消される製品である。他方で、インターネットとの接続環境が無いカーナビなどの専用機は、画面デザインの意匠権侵害が発生した場合、容易な変更が不可能である。従って、意匠権の保護対象を広げたとしても、汎用機器は権利侵害を容易に解消できるが、専用機はそれが難しいということとなり、専用機に不利な負担を強いることになる。この点の利益バランスを考慮する必要があると考える。

2. 汎用機器における損害賠償の考え方

上記の通り、汎用機器は SW のアップデートにより画面デザインを変更できるため、権利侵害による損害賠償を算定することが可能かを検討する必要があると考える。単純に、差し止め請求権のみ認めれば、画面デザインの権利侵害状態を排除することができるとの評価も可能ではないか。

3. 著作権との重畳保護

著作権との重畳保護も問題ないとの見解であるが、逆に著作権侵害による侵害立証は故意・過失の立証義務が権利者側に課せられているため負担が大きいことに対し、意匠権侵害を認めることができるなら、故意・過失の推定規定により権利者保護につながることに重要性があるならば、画面デザインの意匠権侵害を認定する類似性判断の範囲を著作権侵害と同等レベルの狭い範囲に認定するのが望ましいと考える。

4. 権利期間

PC・タブレットの様に製品サイクルが短い製品について、意匠権保護による20年の権利期間が必要なのか、検討すべきと考える。

◆E社

1. 弊社の基本的な考え方

(1) 現在の意匠制度では、専用機に予め組み込まれた画面デザインしか保護されず、画面デザインを事後的にダウンロード可能とする通信機能を有する機器が急速に市場に拡大している現在のビジネス実体と乖離しており、意匠法改正をする必要性が高いと考えます。

(2) ハード機器における機能(技術)のコモディティ化が進んでいるため、特にモバイル製品の操作の多くはディスプレイ上で行われ、他社製品との差別化ポイントがGUIに移行しており、かかるGUI全般を意匠の保護対象に含めるべきと考えます。

(3) 機器を跨いで共通のユーザー体験(UX)を与える高度なGUI開発には相当な額の先行投資をすることから独占権としての意匠権で積極的に保護することで投資の回収を図るべきと考えます。

(4) ネットワークサービスについても他社との差別化を図った独自性ある画像(GUI)デザインについては意匠権による保護の必要性が高いと考えます。

(5) 権利者側の立証容易の観点で意匠権が知財のツールとして重要であると考えます。

(6) 日本では審査主義の下、欧州のように意匠権が乱立する可能性も極めて低いため、特許庁による意匠調査環境を改善すればクリアランス負担は軽減されるものと期待いたします。

(7) 保護対象及び出願手続規定を欧米や韓国並に合わせていただくことで、日本国で意匠登録出願を行った内容のまま外国へ出願しやすい環境づくりをしていただき、ユーザーの負担を軽減した制度設計を図っていただくことを希望いたします。

2. 2012年11月6日にご説明いただいた「画像デザイン保護拡充の方向性案」に対する弊社の意見

(1) 「1. 保護拡充の対応の方向性」について;

「情報機器の画像」の概念を減縮させることでクリアランス負担軽減を図ろうとするご主旨については理解することができますが、同じ画像がこれまでの専用機に転用された場合においては情報機器の画像の意匠権を以てしてその効力は及ぼせることができないことになりかねないため、著しく技術が進展している現在においてユーザーとしては結局のところ同じ画像について情報機器と専用機の双方について複数の意匠登録出願をせざるを得ないという手続上の煩わしさや負担が解消されていないことについては、今後の検討課題に値するものと考えます。

(2) 「2. 情報機器の定義」について;

① 方向性案によれば、『「情報機器の画像」とは、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、情報機器又はこれと一体として用いられる機器に表示される画像(かかる画像の部分を含む。)のうち、専ら操作の用に供されるものをいう。』とのことであります。

しかし、「パソコンのように任意の機能を容易に追加できる物品を包含する」概念が「情報機器」と定義されており、例えば「電子計算機」の組み込み画像について意匠登録出願をする場合であっても「情報機器の画像」の概念に一律に包摂して捉えられることから、当該「電子計算機」のバッテリー残量表示や通信状態表示など「操作の用に供されるもの」とはいえない画像についてはそれがいかに独創性が高い場合であっても意匠権による保護がなされない仕組みとなることについては改善を強く要望いたします。けだし、専用機の画像であれば、このような状態表示の画像(物品の特有の機能を表示する画像)について意匠権保護がなされることと著しく不均衡が生じてしまうからです。

② 方向性案の「(備考)」によれば、『Android搭載冷蔵庫のように、情報機器の画像を表示し得る画面を備えた製品については、当該画面を「『情報機器付き冷蔵庫』における情報機器部分」として捉え、当該画面に表示された画像に情報機器の画像の意匠権の効力が及ぼすことが可能である。』とのことであります。

しかし、技術の進展が急速に進んでいる現在において、今現在存在する機器とは全く別の概念の機器が登場し得ることから、多額な先行投資を行った上で開発され、機器を跨いで共通のユーザー体験(UX)を実現するGUIを保護するためには、将来予測をすることも「情報機器付き〇〇」というような「〇〇」の物品名を特定しきれないという問題が残っておりますので、今後の検討課題に値するものと考えます。

(3)「3. 実施の定義」について；

方向性案の「(備考)」によれば、「プロバイダーやクラウドサービス提供者については、立法上の手当を取らずとも、いわゆるプロバイダー責任制限法が適用される場合には責任が限定的となる。」とのことでありますが、プロバイダー責任制限法の下、ガイドラインが整備されている情報は、「名誉毀損・プライバシー侵害」「著作権侵害」「商標権侵害」に係る情報のみであり、「意匠権侵害」がございません。今回の意匠法改正により、画像デザインの保護拡充が図られることで負担が増えることとなるプロバイダー事業者に対する懸念を少しでも払拭すべく、特許庁の責任において総務省とご調整いただき、「意匠権侵害」に関するガイドライン策定を促していただくべきと考えます。

◆ F 社

1. 基本的な考え方

画像デザインの保護拡大については、積極的には賛成できない。また、物品の一体性要件（一定の緩和は受容可）、操作性要件の維持を希望する。

2. 保護対象について

(1) アプリ画像

アプリ画像の創作価値等から、これらの保護が必要であるとする考え方は理解できる。

しかしながら、下記4. で述べる通り、侵害（特に差止め）の場面において機器メーカーの負うリスクが大きく、バランスを失う結果になることが懸念される。

(2) ネットワークを介して外部から提供される画像

アプリ画像と同様、保護の必要も理解できる。機器にインストールされないため、機器メーカーとして負うリスクは比較的小さいものと思われるが、一方で物品との一体性が非常に低く、一体性要件維持の立場からは、保護対象とする根拠が見出せない。

(3) 操作の用に供さない画像

保護対象としないことを希望する。

3. 権利設定・効力範囲について

上位概念ともいえる「情報機器」を新設し出願人の出願手続負担を軽減すること、また、従来型の画像と情報機器の画像が相互に効力が及ばないとして、権利クリアランスの負荷軽減を図ったことについては評価できる。

但し、専用機の画像としても存在し、汎用機アプリとしても存在するような画像（例えばカメラや音楽再生）については、権利関係が必ずしも明確ではないし、双方をクリアランスしなければならない点で混乱を生じる懸念がある。

4. 侵害について

プログラム作成や提供する行為に権利行使できる一方で、結果的にプログラムをインストールされた機器が差止めの対象となることが想定される。機器メーカー自身が開発したプログラム、或いはその責任の下で開発させたプログラムであれば機器の差止めも理解しうるが、そうでないプログラムによる画像にまで、機器メーカーが差止めリスクを負う形になることは回避されるべきである。

一方、プログラムの開発過程や、中間・末端ユーザーの知情等の主観的要因によって侵害の成否をわけすることは、意匠法の本質にそぐわないものとする。

権利侵害画像を表示するプログラムの流通を押さえたいというのであれば、間接侵害規定等の整備・充実での対応の検討を進めるべきと考えます。

5. 画面デザインの保護拡大を行うとした場合に検討いただきたい事項

(1) 「情報機器」について

まず、定義の明確化が必要である。また、専用機の画像として従来通り権利取得されるものとの権利関係（相互に権利が及ばないこと等）の明確化が必要である。更に、これらの拡張解釈（例えば、通信機能さえ有していれば何でも「情報機器」として取り扱われるような解釈）が行われないような措置が必要である。

(2) 侵害について

侵害行為を問われるべきは、画像の作製者や最初の販売者であり、中間業者・末端ユーザーや機器メーカーの侵害リスク軽減措置が検討されるべきである。

(3) 審査について

真に保護されるべきデザインのみが登録されるよう、また、パブリックドメインとされるべきものに権利付与されないよう審査基準等の見直し・厳格化が必要である。

◆G社

1. 弊社の基本的考え方

権利の性質として意匠権は絶対的排他権が認められる権利であることから、保護対象の拡張検討にあたっては、絶対的排他権の付与に値するだけの実質を有するものに保護範囲が限定されるべきであり、「ありふれた画像デザイン（新規性のないもの）」や「取るに足らない画像デザイン（容易に創作できたもの）」は登録されるべきではない。このための基準が権利化にあたっての審査基準(新規性、創作非容易性等の具体的適用金準)として明確化されるとともに、企業としてのクリアランス業務の参照基準としても有効なものでなければならない。

2. 権利設定・効力範囲について

(1) 情報機器の画像の概念導入について、考え方について異論はないが、何が情報機器にあたるのかどうかの定義を明確に示していただきたい。

(2) 従来型の物品の部分としての画像と情報機器の画像の効力関係についてはお互い効力が及ばないと示されているが、実質的には権利調査をすることとなり調査負担は増すのではないかと懸念を抱いている。

3. 画像デザインの保護拡充についての課題への対応について

ありふれた画像デザインや取るに足らない画像デザインが登録されることがないように的確な審査を行うこと、相当程度の高度なデザイン性を備えた画像デザインのみが登録されることは、保護拡充に際してまさにキモとなる部分なので、特許庁自らが自信をもった的確な審査が行えるよう検討を尽くすとともに、出願人側に混乱を与えないよう基準を明確に示していただきたい。

◆H社

1. 「保護拡充の対応の方向性」について

(1) 物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれた画像デザインについては、従来どおり物品単位で意匠権を設定するとされている点について賛成いたします。

(2) 「情報機器」という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み込まれる画像であるかアプリ等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とするとされている点について賛成いたします。

2. 「情報機器の定義」について

(1) 「情報機器」と「情報機器の画像」について一定の定義が示されたが、①情報機器の画像の意匠権の効力が、情報機器の画像と情報機器に包含される物品に組み込まれた画像の双方に及ぶこと、②情報機器の画像の意匠権と、情報機器以外の物品と一体的に創作され組み込まれる画像の意匠権が抵触しないこと等が実現できるよう、その定義・解釈について引き続き明確にしていきたい。

(2) また、「情報機器の画像」の考え方は、1つの物品として扱うことになるので、単一の出願で機器の種類を問わず画像意匠を保護できるメリットや、クリアランスの負担軽減のメリットが出るものと思われるが、これらのメリットが活かせるような定義付けをしていただきたい。

(3) 「情報機器に包含される物品」の定義やその解釈についても明確に示していただきたい。

(4) 何らの操作の用に供さないような観賞・装飾目的の画像は情報機器の画像として意匠の保護対象としないとされている点について賛成いたします。

3. 「実施の定義」について

特許庁案に示されている「製造」、「譲渡等」、「使用」の定義の方向性については、ソフトウェアの製造・譲渡行為等の上流の行為を直接侵害として捉えることが可能であるため賛成いたします。しかしながら、エンドユーザーの使用行為の実施該当性等、一部不明確であったり、疑義が生じうる部分もあるため、これらを払拭できるよう「実施」の定義・解釈について引き続き明確にしていきたい。

4. 「特許庁の対応」について

今般の画像デザインの保護拡充による制度改正が、種々の懸念点や問題点を解消し、かつ、実効性のあるものとなるよう、特許庁案に示されている①審査基準等の整備による判断基準の明確化、②審査資料の収集の充実、③意匠分類の充実によるサーチの効率化、④的確な審査・権利設定、⑤審査関連情報の公開推進の各項目について、是非とも対応いただきたい。

◆ I 社

1. 総論

情報機器の画像デザインに関する意匠法改正の内容について、情報機器の定義の明確化や、画像デザインの意匠審査基準の整備および明確化の検討が進められつつある点について評価する。しかし、今回の意匠法改正は、物品との一体性要件等の意匠制度の根幹に関わる内容を含むものであり、したがって、かかる改正には慎重に対応し、さらに十全な議論を尽くすべきと考える。また、仮に意匠法での保護対象を拡げるとしても、「物品との一体性要件」および「機能・操作要件」は維持されるべきと考える。

2. 各論

情報機器の定義として、利用者が指令を入力することにより、任意の機能を追加することができる情報処理機能を有する機器とする方向性が示されているが、アプリの画像が果たしてその情報機器と一体のものと言えるのか、きちんとした議論はなされていない。例えば、提案されている保護対象としてショッピングサイトの画像の例があげられているが、ここで「情報機器」が物品として指定される場合、当該画像はネットショッピングサイトの操作のためのものであり、ネットショッピングの機能の用に供されるものであって、画像が表示されているディスプレイまたは「情報機器」の機能・操作の用に供されるものとは解されない。このようにもともと物品に備わっているものではない機能が、無体物であるアプリを取り込んでくることにより一時的に発揮されるような場合に、それが物品と一体であると言えるのか、または物品の機能と言えるのか、きちんとした議論をするべきではないだろうか。「情報機器」だけが特別な扱いを受けるのであれば、それはいかなる論拠によるものかについても何ら触れられていない。このように、意匠制度そのものの基本的な枠組みを見直す話であるにもかかわらず、その基本的な要件との関係での議論が全く尽くされていないという印象を受ける。保護対象を拡げるのであれば、「物品との一体性要件」や「機能・操作要件」との関係で、いかに登録の可否を判断するのか、十分に検討すべきである。

また、今回の改正のきっかけの1つが制度の国際ハーモであるなら、意匠法による画像デザイン保護状況の各国比較においては、保護対象の議論だけでなく、得られる権利の広さや強さを含めた議論もするべきと考える。特許庁では諸外国での状況を調査されているようだが、資料を見る限り保護対象の比較しかしていないように見える。類否の判断基準や権利の効力範囲を含めた比較検討が必要と考える。

さらに、「情報機器」を物品として画面デザインを意匠として認めるにあたっては、どのように新規性や創作非容易性の要件を判断するのかについて今後の検討に委ねられている部分も多い。審査基準は、「情報機器」の製造・販売をする者にとってクリアランスの負荷を検討する上で非常に重要な情報源である。かかる議論を棚上げにすることなく、保護範囲の拡大と並行して議論を進めて頂きたい。

◆ J 社

1. 総論

審査基準の整備及び明確化の施策など評価できる点はあるものの未だ評価できない点もあり、反対はしないが、積極的には賛成できない状況は変わらない。

2. 各論

(1) 評価できる点

①「画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について」の取り組みの方向性は評価する。現行法下の画像デザイン出願の審査や管理に適用することを前提に検討を進めていただきたい。

中国で同様の制度が導入され、「ありふれた画像デザイン」や「取るに足らない画像デザイン」が意匠権で保護されるようなことになった（なりそうな）場合に、特許庁から、このようなデザインを無効化できる基準策定を中国当局へ働きかけができる根拠にもなる。

②「情報機器」という物品を設定して物品性を維持し、従来型物品と効力範囲を区別する検討の方向性は評

価する。 しかしながら、「情報機器」の定義をもってしても「情報機器」に該当するものと該当しないものの境界は不明確であるため、該当しないものを例示するなどで明確していただきたい。 (専用機器物品の視点では、従来の専用機器分野に加えて情報機器分野の画像の意匠権侵害リスクが新たに発生することに懸念があるため) (2) 評価できない点 「3. 実施の定義」の「譲渡等」において、「当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供」を「譲渡等」として定義され、「パッケージソフトウェアの販売」が直接侵害の例として扱われている点が理解できない。「情報機器」物品の部分として画像を保護することが前提であれば、取引の対象は「情報機器」という物品であると考える。定義思想の再検討と間接侵害の適用についての検討も希望する。
◆ K 社 (1) 「情報機器」を物品の概念として採用し、タブレット PC やスマホ等の限定列举された物品について「情報機器」として横断的に効力が及ぶようにする点については、物品性の要件が維持される点で賛同致します。 物品名の限定列举のほか、「ユーザがアプリなどのソフトを自由に書き換え可能なもの」である旨を審査基準やガイドラインに明記するなど、「情報機器」の定義の明確化を要望します。 (2) 情報機器の画像と専用機の組み込み画像の間では重複した権利が設定されない点は、従来と比較すると「専用機+情報機器」の両方を調査するケースが発生するものの、クリアランスに必要な調査範囲が明確な点で賛同いたします。 (3) 壁紙やコンテンツは保護対象外とし、操作機能要件を維持する点も賛同致します。 (4) 一方で、ネットワークを介して物品の外部から提供される画像(画像デザインの保護拡充(保護対象について)の表中「および」)を保護対象とする点については、権利範囲及び侵害の範囲が不明確とならないよう、慎重な検討が必要かと思えます。 物品の外部から提供される画像は、画像データを保持しているのは配信元のサーバ等になります。 専用機または情報機器からこのサーバの画像を閲覧している状態が権利の「実施」となりますが、このときの実施者が専用機や情報機器の利用者であるか、サーバ管理者であるかが不明確になる恐れがあります。すなわち、専用機または情報機器側からサーバを閲覧しに行く行為と、サーバ側から画像を提供する行為のいずれが実施行為となるかについて疑義が生じる可能性があると考えます。 クラウドサービスが拡大する点にも鑑み、より具体的な検討およびルールを明確化を要望します。 (5) 創作非容易性判断の例示、審査資料情報の提供、画像意匠分類の細分化(【画像】画像デザインの意匠審査基準等の整備及び明確化の検討について)については、権利範囲の明確化、公知資料の収集の点で出願人に有用な改訂であり、賛同いたします。
◆ L 社 1. 当社としては、①物品との一体性要件の維持(緩和可)、②機能・操作要件の維持(緩和可)、③審査主義の維持、④企業における意匠権クリアランス調査負担の軽減、の条件が充たされるのであれば、意匠法の法改正自体には反対しない。 2. 但し、意匠法の法体系を抜本的に変えることは望まないため、他の知的財産権法との整合性を考慮の上、検討を行って頂きたい。 3. 情報機器の定義や侵害の考え方等については未だ詳細な提案がなされていないため、具体的なコメントは差し控える。上述の通り、他の知的財産権法との整合性や改正による影響を踏まえ、十分にご検討頂きたい。
◆ M 社 ・ 保護拡充の対応の方向性についての意見 (1) 基本的方向性について (物品と一体的なものとして創作され、物品に組み込まれる画像デザインについては、従来通り物品単位で意匠権を設定し、) かつ「情報機器」という概念を新たに導入し、情報機器に用いられる画像は、物品に組み

込まれる画像であるかアプリ等の画像であるかを問わず、情報機器の画像の意匠権として権利設定可能とするご提案については賛同致します。また、ひとつの意匠権で情報機器の画像と情報機器に包含される物品に組み込まれる画像の双方に権利行使できるようにするとのご提案についても賛同致します。

（２）情報機器の定義について

「情報機器」及び「情報機器の画像」の基本的な考え方についてはご提案の内容に賛同致しますが、今後条文化の過程や審査基準の段階で明確にし、「情報機器」に属する商品を具体的に示していただきたいと存じます。

（「パソコン、スマートフォン、タブレットＰＣ等」だけでは不十分）

（３）実施行為について

「製造」、「譲渡等」、「使用」についての基本的な考え方についてはご提案の内容に賛同致しますが、今後条文化の過程や審査基準の段階で明確にしていきたいと存じます。

（４）特許庁の対応について

的確な審査運用の実行、予見可能性の向上、クリアランス負担の低減等の対応をよろしくお願いします。

2012年11月16日

特許庁 総務部総務課
工業所有権制度改正審議室 御中

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会議題

－ 「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」に関する意見 －

日本知的財産協会
理事長 奥村洋



平素、日本知的財産協会の活動にご理解とご支援を賜り、ありがとうございます。
さて、産業構造審議会意匠制度小委員会で検討しております標題の件について、当協会の意見を提出させていただきますので、御検討の程よろしくお願い申し上げます。

－ 記 －

標題の件、御庁初期案では、「物品との一体性要件」、「機能・操作要件」の緩和、及び、汎用機まで保護対象を広げるというもので、(財)知的財産研究所ならびに産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会で、当協会のほか各専門団体、有識者が委員として参加し検討を進めてまいりましたが、各委員（業界・団体）ともに意見が異なっており方向性が定まらないのが現状でした。

当協会でも、これまで意匠／ソフトウェア／著作権委員会の3委員会で検討を進めてまいりました。反対あるいは時期尚早との意見がある中、知的財産専門の団体として反対のみ前面に出し意見発信することは好ましいことではなく、また、産業構造審議会等で今後議論が進み法改正の動きが加速した際に、本来考慮しなければならない詳細事項について建設的に議論する機会を損なうことが懸念される為、拡充方向で検討された場合に要する5条件を産業構造審議会知的財産政策部会 第20回意匠制度小委員会において提示させていただきました。

御庁より当協会提示の5条件に対し、御配慮いただいた案を御提示いただき、また、その後の質問に対しても、極めて丁寧な御回答を賜りました。しかしながら、更に確認させていただきたい論点も諸点残っており、ここに意見書として提出させていただきます。

【先に提示の当協会5条件】

- 1) 物品性の要件は、意匠法の骨格を成す要件であり、クリアランスの点においても重要であることから、現状とおり維持すること。
- 2) 意匠法第3条の「工業上利用することができる意匠」という登録要件を満足し、著作権法により保護される画像コンテンツとの区別を明確にすること。
- 3) 操作・機能要件についても、「工業上利用することができる意匠」という意匠の登録要件、物品性の判断、創作容易性の判断、クリアランスという点において重要であり、現状とおり維持すること。（操作・機能要件を画面デザインの保護要件に設定することで、画像コンテンツとの区別も明確となると考える。）
- 4) 簡易な画面デザインが登録とならないよう、新規性および創作容易性の判断基準を明確にする為、各関係ユーザー団体及び専門家による意匠審査基準ワーキンググループを設置し、審査基準について熟考し審査基準の改定を図ること。



日本知的財産協会
JAPAN INTELLECTUAL PROPERTY ASSOCIATION

また、権利の有効性、類否の司法判断も重要であることから知財高裁の判事の参画も検討いただきたい。

5) 特許庁審査資料の確実なる整備と審査資料の一般公開。

これには、著作権改正を要するが改正に向けての検討をお願いしたい。

【確認すべき論点】

1. 情報機器について

1) 情報機器の範囲について

近年、多くの家電製品がネット接続機能を有し、今後この動向は更に加速するものと思われる。スマートフォン、PC、タブレット以外の家電製品（例：冷蔵庫、洗濯機等）においてネット接続を行う目的は、主に（i）外部端末からのコントロールを可能とすること、（ii）各種画面のアップデート、そして（iii）当初搭載していなかった機能に係る画像の追加であると考えられるが、特に（ii）（iii）の行為は、御庁ご提案の情報機器の定義「利用者が需要に応じて任意の機能を容易に追加することができるもの」に当てはまることから当該家電製品は情報機器として扱われると思われる。

資料6によれば、情報機器に含まれる物品群は黄色で色分けされた一部の物品（PC等）に限定されることを想定されているようだが、上記のような家電製品の実情に鑑み、現実には赤色で色分けされた冷蔵庫、洗濯機等の専用機にも（ii）（iii）を可能とする情報機器と位置づけられる製品が存在することとなる可能性が高い。したがって現在の考え方のままでは、情報機器という物品に係る権利が、ありとあらゆる物品に横断的に及び、その範囲は無限と（結果的に黄色の色分けは、あらゆる家電製品を横断的にカバーしている）なることが予想されるため情報機器の範囲の明確化をお願いしたい。

また、情報機器の範囲の明確化に伴う情報機器の定義については、審査基準だけでなく法令等ある程度制約ある形で規定する方向で是非ご検討いただきたい。

2) 情報機器の機能・操作要件について

現在の御庁案では、「情報機器やこれと一体として用いられる機器に表示される画像のうち、専ら操作の用に供されるもの」を「情報機器の画像」として定義しているが、「操作」の対象が何であるか、という点について、より要件を明確化すべきと考える。

すなわち、クラウドサービス、ネットワークサービスを利用した情報機器においては、画面UIは、その画像が表示される機器自体を操作することを目的として作成、提供されているのではなく、その背後にあるクラウドサービスやネットワークサービスを実行するサーバーを操作する（指令を与える）ことを目的として作成、提供されている場合も多い。

しかし、「サーバー」そのものは、「情報機器」ではないため、上記のような操作画面を保護することは、「物品」と、保護される画面意匠との乖離を招き、実施行為等の評価と合わせて、実務に大きな混乱をもたらすと考えられる。

また、別のURLを示すハイパーリンクがあるだけのWeb画面等についても同様である。

したがって、このような画面を保護対象に含めないような形で「操作」要件を規定すべきであり、具体的には、「専ら情報機器の操作の用に供されるもの」という定義としていただきたい。

3) 情報機器の権利効力範囲について

現行法において、スマートフォン、タブレット、及び電子計算機等の画像が意匠登録されている実情がある。物品の用途・機能を考えればこれらの物品は相互に類似するものとする。

例えばスマートフォンに係る意匠権を取得すれば、当該権利は同一・類似の画像を使用するタブレット・電子計算機に及ぶものと考えられる。よって一見、現行法のスマートフォン、タブ

レット、及び電子計算機等に係る意匠権が及ぶ範囲と情報機器に係る意匠権が及ぶ範囲は完全一致するように見える。

情報機器として登録された意匠権の効力は、前記スマートフォンに係る意匠権の効力とどのように異なるのか、お示しいただきたい。

4) 情報機器の分野の審査について

登録意匠以外の公知意匠である文献記載の画像を見ただけでは、それが表示される物品が実際は専用機なのか、情報機器なのか判断がつかず、出願人の先行調査においても同様だが、審査の精度を維持することは困難を生じるのではないかと懸念される。

どのように審査することを想定しているのかお示しいただきたい。

5) 情報機器の分野の先行調査について

現在の情報機器の考え方では、情報機器は今後想定していない製品が含まれていくものと考えられる為、企業においてどのように先行調査をすべきか？という質問に対し、御庁より“意匠公報において公表されている登録意匠の範囲を調査いただくことで足りる”と回答いただいたが、1)に記したとおり、開発する製品がネット接続などの機能を有する場合、現条件ではどのような分野の製品が侵害の可能性のある類似した画像を製品化して意匠出願しているか不明なため、他分野の製品調査は必須になると考えられる。同様に審査の場合も他の分野の製品サーチも必須であると考えられる。

このように企業が考える懸念事項と異なる状況を考慮し、1)の情報機器の範囲の明確化と合わせて、企業の先行調査時のサーチ範囲についても再考いただきたい。

2.実施規定について

1) 資料5 “画像デザイン保護拡充の基本的方向性について”の“2. (3) 実施行為”において“当該画像に係る情報又は指令の電気通信回線を通じた提供”を直接侵害と位置づけている為、画像そのものを保護対象としていると考えられ画像そのものを保護対象とすることは物品性の維持とはならない為、差し控えるべきと考える。一方でダウンロード等への対応は、必要であれば更なる改正も視野に入れ(例えば特許法のような主観的要件の追加等)、実施の定義ではなく侵害規定にて対応すべきと考える。

2) 実施の主体について

御庁の説明によれば、「ネットワークを通じて画像が提供される場合」について、「当該画像がネットワークを構成する一又は複数のコンピュータに最初に固定されること」が「製造」に当たる、とされている。

しかし、仮想サーバー上で、サーバー提供者とは別の事業者によってアプリケーションサービスが提供されており、スマートフォン等の「情報機器」を使用するエンドユーザーに Web ブラウザー経由で同サービスが提供されている場合、御庁の説明では、「仮想サーバーを物理的に構成するコンピュータにアプリケーションサービスの操作画面を記録・蔵置する行為」が、実施行為たる「製造」に当たると解されることになり、本来責任主体となるべきアプリケーションサービスの提供者ではなく、サーバー提供者が直接侵害主体としての責任を負うことにもなりかねない。(プロバイダ責任制限法は存在するものの、上記の場合に、サーバー提供者に対して常に同法が適用されるとは限らない。)

したがって、上記のような解釈が成り立つ余地がないように、実施行為の定義を見直し、上記の事例において、操作画像の作成者であるアプリケーションサービス提供者のみが、直接侵害主体となることを明確にすべきである。

3. 審査資料の整備と一般公開について

御庁より、文化庁著作権課とも相談しつつ可能な範囲で対応する。と回答いただきましたが、当該資料は出願人が先行調査をする際に必要不可欠な情報であることから、例えば両庁で定期会合を開催する等、具体的な施策を検討していただいたうえで、その施策をお示しいただきたい。

以上

日弁連総第110号

2012年（平成24年）11月15日

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会

委員長 大 淵 哲 也 殿

日本弁護士連合会

会長 山 岸 憲 司



産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会
資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」に
関する意見書について（要望）

当連合会は、別紙のとおり、産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」に関する意見書を取りまとめましたので、提出します。

つきましては、同意見書の趣旨の実現を要望します。

添付書類

産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度小委員会資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」に関する意見書

産業構造審議会知的財産政策部会第20回意匠制度
小委員会資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向
性について」に関する意見書

2012年（平成24年）11月15日
日本弁護士連合会

本年9月28日に開催された第20回の産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会（以下「委員会」という。）の配付資料2「画像デザイン保護拡充の基本的方向性について」（以下「第20回資料2」という。）に関し、以下のとおり、意見を述べる。

意見の趣旨

第20回資料2で示された画像デザインに対する保護を拡充するという基本的方向性に賛成する。

第20回資料2の2.（4）、3.（4）及び4.（3）のそれぞれ「対応の方向性」と題する項に挙げられた提案事項についての意見は、以下のとおりであり、意匠法の改正に当たっては、実務上の混乱を生じさせないように新しい制度の意匠法上の位置づけや基準を明確にし、論理的整合性のとれた形で規定を設けるように求める。

① 保護対象について（第20回資料2の2.（4））

画像デザインの保護対象を拡大するため、現行法で要求されている「物品との一体性」の要件や機能・操作要件を緩和することに賛成する。

② 権利設定・効力範囲について（同資料3.（4））

権利設定につき、従来型の物品の部分として権利化することを可能とするとともに、複数の種類の機器に表示し得る画像デザインについて情報機器の画像として権利化することも可能とすることは妥当である。

「従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない」と定めることは、棲み分けができることになり、権利の安定性に資するので、結論として支持できると考える。ただ、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得される事態なるべく生じないように法令等で定め、出願人に対する十分なガイダンスを行うように求める。

③ 侵害について（同資料4.（3））

新しい種類の画像デザインを保護対象とすることによって、従来の規定

では適切に権利行使ができない場合が生じる余地もあるので、現行規定を整理し、または見直す必要があると考える。

意見の理由

1 総論

意匠法は、2006年の意匠法等の一部を改正する法律（平成18年法律第55号）により、一定の画像デザイン、すなわち、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの」（2条2項）も含めて意匠として保護するよう改正された。

当連合会は、2007年3月14日付け『意匠審査基準の改正案』に関する意見」において、画像についての審査基準案の説明をより明確化すべきであるとの意見を公表しており、その後、画像に関する意匠審査基準は数度にわたり改訂されて、基準の明確化が図られてきたところである。

しかしながら、2006年の意匠法改正後における、スマートフォンに代表される多機能の携帯情報端末の普及には目覚ましいものがあり、これらの端末にインストールするためのソフトウェアの開発に多くの企業がしのぎを削っているのが現状である。我が国の意匠法における画像デザインの保護の範囲がなお限られていて、主要国の法制に比べて見劣りすることは否めない。独創的な画像デザインの保護を拡充しようとする第20回の委員会で示された基本的方向性は、この点で支持することができる。

また、第14回以降の委員会において検討されているヘーグ協定ジュネーブアクト及びロカルノ協定への加盟は、意匠の国際登録を促すことにつながると考えられるが、その際、我が国の意匠法における保護の水準を、他国と比べて遜色のないものとする必要性は高くなると言える。そのため、今回の意匠法改正において、ヘーグ協定ジュネーブアクト及びロカルノ協定への加盟とともに、画像デザインに対する保護の拡充を実現しようとする方針は、妥当だと考える。

なお、第20回資料2においては、ユーザーの意見を踏まえつつ、「対応の方向性」がまとめられており、それ自体妥当なことであるが、そのため、物品との一体性要件を緩和しつつも、撤廃しないこととしたため、主要国の法制と異なる我が国独特の要件が撤廃されずに残っているなど、意匠制度の活用を促進する観点からは徹底を欠くきらいがある。それゆえ、第20回資料2の具体的提案は、意匠制度改革の最終形とまでは言えず、過渡的な姿と評

価すべきであり、新しい制度の利用状況を検証しながら、将来さらに保護を拡充することも検討すべきであるとする。

次項以下の各論においては、第20回資料2の2.(4)、3.(4)及び4.

(3)のそれぞれ「対応の方向性」と題する項に挙げられた提案事項を抜粋して枠内に示し、これに対する意見を述べる。

2 保護対象について（第20回資料2の2.(4)）

第20回資料2の3頁

○下記のような、画像について保護対象としてはどうか。

- ・機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像
- ・ネットワーク等を介して外部から提供される画像（例：ネットバンキングの画像）

現行の我が国の意匠審査基準74.1.2は、「物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること」を要求しており、物品とは独立して創作、販売されるソフトウェア等の画面デザイン、ネットワークを介して伝送される画面デザイン等は保護の対象とはならないとされている（一般財団法人知的財産研究所『デジタル社会におけるデザイン保護に即した意匠制度の在り方に関する調査研究報告書』96～99頁（2012年）参照）。

ただ、この「物品との一体性」の要件は、米国、欧州、韓国（2012年9月に立法予告されたデザイン保護法改正案）においては要求されておらず、意匠法における本質的要件ではない。むしろ、この要件は、権利範囲を限定的にしようとする考慮から我が国で維持されてきたものと言える（産業構造審議会知的財産政策部会『意匠制度の在り方について』32～35頁（2006年）参照）。

そして、2006年以降の多機能の携帯情報端末の普及等に鑑みれば、機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像やネットワーク等を介して外部から提供される画像についても、新規性、創作非容易性等の要件が満たされる限り、「物品との一体性」の要件が厳密には満たされないとしても、保護を与える必要性は高くなっている。また、画像を保護するに当たって、専用機か汎用機か、組み込みソフトウェアか独立して創作され流通するソフトウェアか、プリインストールされたものかアップデートにより追加されるものかを区別して保護の可否を決するのは、合理的ではなく、実益も乏しいと言わざるを得ない。

よって、「物品との一体性」の要件を緩和し、機器にインストールされたO

Sやアプリケーションにより表示される画像やネットワーク等を介して外部から提供される画像も保護対象として加えるのが妥当である。

第20回資料2の4頁

○何らの操作の用に供さない以下のような画像は、引き続き今回の制度改正においては意匠権による保護対象としないとしてはどうか。

- ・映画・写真・テレビ映像等
- ・単なるキャラクター画像

2006年の意匠法改正により2条2項が改正されたのを受けて、意匠審査基準74.2(2)は、「物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること」を要求しているが、このいわゆる機能・操作要件は、米国、欧州、韓国において要求されているものではない。

前記の案は、「何らの操作に供さない」画像を意匠権による保護対象から除外することにより、機能・操作要件を維持し、または緩和しつつ残すものであり、これは、画像デザインの保護対象を拡充する範囲に一定の歯止めをかけることを望むユーザーの要望を考慮し、「物品との一体性」の要件を緩和しつつも撤廃しないという今回の意匠法改正の方向性に沿うものとしては、評価することができる。

なお、映画・写真・テレビ映像等や単なるキャラクター画像は、著作権法による保護も可能であるが、この点は、従来より、著作権法による保護と重複した意匠登録が認められているのであるから、特に問題ではない。また、このような物品の操作の用に供される写真やキャラクター画像を意匠登録対象とする場合であっても、新規性、創作非容易性要件の充足が必要であることも当然である。

ただし、「何らの操作の用に供さない」の具体的な法文の文言については、意匠権による保護対象を選別するメルクマールとして機能するように、より明確な基準を検討すべきものと思われる。

3 権利設定・効力範囲について（第20回資料2の3.（4））

第20回資料2の6頁

○プリインストール、アップデートを問わず、特定の機器と一体不可分な画像デザインについては、引き続き「デジタルカメラ」、「エレベーター」、「電卓」といった従来型の物品の部分として権利化を可能としてはどうか。

特定の機器と一体不可分な画像デザインを引き続き従来型の物品の部分として権利化を可能とすることは、既存の出願実務を維持するものとして、今

回の意匠法改正の方向性としては妥当であり、「プリインストール、アップデートを問わず」に権利化を可能とする点も、前述のとおり妥当である。

第20回資料2の6頁

○新たに、アプリケーションソフトの画像等の複数の種類の機器に表示し得る画像デザインについては、情報機器の画像として権利化することを可能としてはどうか。

第20回資料2の7頁

従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない方向で検討してはどうか。

複数の種類の機器に表示し得る画像デザインを情報機器の画像として権利化しようとする考え方は、第18回の委員会（本年6月20日開催）で配付された資料2「3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について」（5～10頁）の類型2（米国型）のうちの「画像を有体物の一部として保護する場合」（表示画面を有する物品の総称的な「表示機器」等を単位として権利設定する方法）に相当すると考えられる。この考え方は、同じ類型2（米国型）のうちの「画像を有体物と同等に保護する場合」（「グラフィカル・ユーザー・インターフェース」や「アイコン」等を単位として権利設定する方法）に比べて、「物品との一体性」の要件になじみやすい考え方であり、今回の意匠法改正の方向性としては、支持できる。

なお、提案されている「情報機器」という名称は常識的ではあるが、その内包及び外延が明確ではなく、しかも、将来の技術革新により、どこまで範囲が拡大することになるのかも分からない状況にある。よって、実務的にみて出願及び権利行使の場面において、ユーザー等関係者に不安と混乱を生じさせるおそれがないように、法令等において「情報機器」という物品の具体的概念の更なる明確化を図ることが重要であることは言うまでもない。

また、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に合わせて、複数意匠一括出願制度の導入が検討されているが、複数の物品を一の出願で権利化することができるのであれば、出願人は、権利範囲に不明確さの残る「情報機器」という物品と併せて、個々の物品についても意匠登録出願することが予測される。そうすると、上位概念たる「情報機器」の画像と個々の物品の部分の画像の意匠権の重複が生じ得、その調整が問題となる。

この点、第20回資料2の提案は、「従来型の画像と情報機器の画像は、お互い効力が及ばない」としており、ほかの制度設計をすることを検討する余地もあったと思われるが、ユーザーの権利調査の負担に対する懸念に比べ

る一つの解決策として理解することができる。また、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得された場合にも、各意匠権が「お互い効力が及ばない」として棲み分けができることになり、権利の安定性に資するので、結論として支持できると考える。ただ、従来型の画像と情報機器の画像とが重複して取得される事態になるべく生じないように、法令等において、情報機器の画像の出願において許容される図面提出要件や願書の記載要件等の権利設定の仕方を含めて、出願人に対する十分なガイダンスを行うように求める。

4 侵害について（第20回資料2の4.（3））

第20回資料2の9頁

現行の規定を前提としつつも、プログラム等の作成・提供行為に対し適切に権利行使できるような実施規定やみなし侵害規定のあり方を検討する必要があるのではないか。

「機器にインストールされたOSやアプリケーションにより表示される画像」については、プログラム等が「情報機器」にインストールされるので、「情報機器」という物品（の部分たる画像）の製造にのみ用いる物（プログラム等）（意匠法38条1号）があると考えて間接侵害（みなし侵害）を構成するとも解釈し得るが、前記の「製造にのみ用いる」という要件を満たさない場合は侵害を問えないことになる。また、「ネットワーク等を介して外部から提供される画像」については、プログラム等のインストールを必要とせず、ウェブサイトへのアクセスのみで画像が現れるのであれば、意匠法38条1号を適用することは困難ではないかと思われる。

このような点に鑑み、被疑侵害画像が表示されるプログラム等の作成、提供行為などについて、端的に侵害を問えるように、現行規定を整理し、または見直すことを検討する必要があると考える。

第20回資料2の9頁

現行意匠法において、侵害が問われる行為は「業として」行われる行為に限定されており、エンドユーザーの行為が問題となることは現実には少ないとも考えられるが、それで問題がないか、加えて何らかの法的手当を行う必要があるかないか検討する必要があるのではないか。またその際、我が国の他の知的財産権法との整合性等も考慮しつつ、検討することとしてはどうか。

エンドユーザーの行為が問題となることが現実には少ないのは指摘のとおりであるが、エンドユーザーの行為として想定されるような画像の閲覧・操作等が繰り返し継続して行われる場合、「業として」（意匠法23条）の解釈い

かんによっては、「業としての使用」に該当し、直接侵害を問われる可能性がある。また、現在、企業等による「業として」のウェブサイト画像等の閲覧・操作等のごく一般的に行われているが、これらの行為について「使用」に該当するとして侵害を問うことの正当性・妥当性には疑問のあるところである。

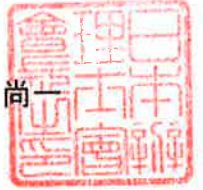
この際、思い切って、ネット社会の利便性が損なわれないように、単なる画像の閲覧・操作等に対しては、侵害を問わないとする方向性も検討すべきではないかと考える。

以上

産業構造審議会知的財産政策部会
意匠制度小委員長 大淵 哲也 殿

平成24年11月15日

日本弁理士会
会長 奥山 尚一



意見書

—画像デザイン保護拡張の方向性について—

標題の件につきまして、当会の意見を次の通り提出いたします。ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 当会の意見

画像デザイン保護拡張の方向性については、基本的に賛成であるが、以下の課題の他、意匠制度小委員会において検討し解決すべき課題が多くあるものと思料する。

2 課題

画像デザイン保護拡張は、意匠成立の基本概念である「意匠の定義」(意匠法 2 条 1 項)、特に「物品」概念に影響する課題である。よって、画像デザインの保護拡張の検討に際しては、「物品」概念をどのように特定するのかの検討が必須である。

例えば「情報機器の画像」を物品に含めて考えるのか、若しくは「情報機器」を物品として扱うのか。仮に前者とし、かつ、現行法上意匠の成立要件である「物品性」を堅持するのであれば、「情報機器の画像」と「パソコン」とが、「類似物品」となる理論立て若しくは立法的解決が必要である。

以上